

平成二十八年国土交通省令第五号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 建築士の努力義務（第一条）

第二章 建築主の基準適合義務等（第二条―第十九条）

第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第二十条―第二十八条）

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第二十九条―第五十九条）

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（第六十条―第七十五条）

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第七十六条―第八十一条）

第六章 雑則（第八十二条・第八十三条）

附則

第一章 建築士の努力義務

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第三項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

第二章 建築主の基準適合義務等

（建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為）

第二条 法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。

一 住宅（複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号に規定する複合建築物をいう。）の住宅部分（同条第二項に規定する住宅部分をいう。）のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。）の建築であつて、当該住宅（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする住宅の部分）を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの

イ 基準省令第一条第二号イ（二）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（二）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅（ロにおいて「気候風土適応住宅」という。）にあつては、同号ロ（二）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

ロ 基準省令第十条第二号イ（二）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ（二）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準（気候風土適応住宅にあつては、同号ロ（二）の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。）

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価（以下この号及び次条第四項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の認定（同法第八条第一項の変更の認定を含む。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第一項の確認（次条第四項において「確認」という。）を受けた住宅の新築

2 法第十一条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第十二条第三項後段において準用する同条第二項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為に該当するものとする。

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式）

第三条 法第十一条第一項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第一による計画書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）とする。

(イ)	
図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書	建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする建築物の部分。以下この表において同じ。）のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備（以下この表及び第十二条第一項の表において「エネルギー消費性能確保設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能確保設備の種類
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並び天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能確保設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能確保設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺

た当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第四条 法第十一条第二項(法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ同項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものとする。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関であるもの(前条第四項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。)において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第二項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第一項の表の各項に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)を前項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第五条 法第十一条第二項(法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更とする。

(所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等)

第六条 法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるものに第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書(第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。)を添えて行うものとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書
- 二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第四による通知書
- 2 法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。
- 3 法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

第七条 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるものに、第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書(第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。)を添えて行わなければならない。

- 一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第七による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第八による通知書

2 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

3 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

4 前三項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の交付によることのできる。

(適合判定通知書又はその写しの提出)

第八条 法第十一条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第三条第一項若しくは第四条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類の提出をもって法第十一条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとする。

- 一 法第十八条第二項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 第十六条第一項の認定書の写し
- 二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 第二十四条第二項(第二十七条において読み替えて準用する場合を含む。)の通知書又はその写し及び第二十条第一項若しくは第二十六条の申請書の副本又はその写し
- 三 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十一条第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)第五条第二項(同令第八十八条において読み替えて準用する場合を含む。)の通知書若しくはその写し及び同令第三十条若しくは同令第七條の申請書の副本若しくはその写し又は同令第四十三條第二項(同令第四十六條において読み替えて準用する場合を含む。)の通知書若しくはその写し及び同令第四十一條第一項若しくは同令第四十五條の申請書の副本若しくはその写し

(国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例)

第九条 第三条及び第四条の規定は、法第十二条第二項及び第三項(これらの規定を法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による通知について準用する。この場合において、第三条第一項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と、第四条第一項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、同条中「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 第五条の規定は、法第十二条第三項(法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第六条の規定は、法第十二条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第六条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十

- 四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。
- 4 第七条の規定は、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第七条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。
- 5 前条の規定は、法第十二条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第三条第一項若しくは第四条第一項」とあるのは、「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項若しくは第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。
- (委任の公示)
- 第十条 法第十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁(次条において「委任所管行政庁」という。)は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。
- (建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除)
- 第十一条 委任所管行政庁は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせないうこととするときは、委任の解除の日の六月前までに、その旨及び解除の日付を公示しなければならない。
- (立入検査の証明書)
- 第十二条 法第十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。
- (軽微な変更に関する証明書の交付)
- 第十三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第五条(第九条第二項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。
- (特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)
- 第十四条 法第十六条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十二による申請書に第十八条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- (申請書の記載事項)
- 第十五条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第十六条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地
- 三 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要
- (認定書の交付等)
- 第十六条 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしたときは、別記様式第二十三による認定書を申請者に交付しなければならない。
- 2 国土交通大臣は、法第十六条第三項の認定をしないときは、別記様式第二十四による通知書を申請者に交付しなければならない。

(評価の申請)	
第十七条 法第十七条第一項の評価(以下「評価」という。)の申請をしようとする者は、別記様式第二十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。	
一 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類	
二 前号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図及び実験の結果その他の評価を実施するために必要な事項を記載した図書	
(評価書の交付等)	
第十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第二十六による評価書(以下「評価書」という。)を申請者に交付しなければならない。	
2 評価書の交付を受けた者は、評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、評価書の再交付を申請することができる。	
3 評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。	
(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料)	
第十九条 法第十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、印紙をもって納め難い事由があるときは、現金をもってすることができる。	
2 法第十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。	
第三章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等	
(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請)	
第二十条 法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書(法第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。	
(イ)	図書の種類
設計内容説明書	明示すべき事項
付近見取図	建築物のエネルギー消費性能が法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
配置図	方位、道路及び目標となる地物
縮尺及び方位	縮尺及び方位
敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
空調調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置	空調調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の一層の向上に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。)の位置
部材の種類及び寸法	部材の種類及び寸法
エネルギー消費性能向上設備の種類	エネルギー消費性能向上設備の種類
縮尺及び方位	縮尺及び方位
間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
壁の位置及び種類	壁の位置及び種類
開口部の位置及び構造	開口部の位置及び構造

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十一条 法第二十九条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(熱源機器等)

第二十二条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。

一 熱源機器
二 発電機

三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源から熱又は電気を取得するために用いられる機器

2 法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる機器のうち一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの
二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

(自己供給型熱源機器等の設置に関して建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項等)
第二十三条 法第二十九条第三項第三号の国土交通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自己供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

2 法第二十九条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第二十条第一項に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

一 一の建築物に関する第二十条第一項の表に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書
二 申請建築物に設置される自己供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況を記載した図面
三 申請建築物に設置される自己供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給することに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)
第二十四条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二十八号による通知書に第二十条第一項の申請書の副本(法第三十条第五項の場合にあつては、第二十条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第二十五条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請)

第二十六条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十九号による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十条第一項に規定する図書(法第二十九条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十三条第二項各号に掲げる図書を含む。)のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十条第一項の表中「法第三十条第

一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十七条 第二十四条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二十八号」とあるのは「別記様式第三十号」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第二十八条 法第三十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第二十九条 法第三十六条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第三十一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。)(の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第三十八条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。))の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。))である場合にあつては、その旨を含む。第六十条第四号において同じ。))を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項(判定の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 別記様式第三十二号による判定の業務の計画棟数を記載した書類

九 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第三十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

十二 (心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者)

第三十条 法第三十七条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十一条 法第三十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法人である場合は、役員の氏名

二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う区域

（公示事項）

第三十二条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出）

第三十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第三十九条第二項の規定により法第三十八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第三十三による届出書に第二十九条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新）

第三十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第三十四による申請書に第二十九条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第三十条及び第三十一条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

（承継の届出）

第三十五条 法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第三十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第三十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第三十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第三十八による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第四十一条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十一条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第三十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

（適合性判定員の要件）

第三十六条 法第四十二条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第三十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評価員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物	適合性判定員
-------------------------	--------

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三十一条各号に掲げる建築物	一 建築基準法第五条第三項の一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に關して二年以上の実務の経験を有するもの 二 建築士法第二条第二項に規定する一級建築士 三 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
-----------------------------------	---

建築士法第三条の二第一項各号に掲げる建築物（前項の上欄に掲げる建築物を除く。）	一 前項の下欄に掲げる者 二 建築基準法第五条第四項の二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に關して二年以上の実務の経験を有するもの 三 建築士法第二条第三項に規定する二級建築士 四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
---	---

前二項の上欄に掲げる建築物以外の建築物	一 前二項の下欄に掲げる者 二 建築士法第二条第四項に規定する木造建築士 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
---------------------	--

二 前号に掲げる者のほか、国土交通大臣が定める者

第三十七条 前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ 申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号二並びに第三十九条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 株主名簿又は社員名簿の写し

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

ニ 役員の氏名及び略歴（役員が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員である場合にあつては、その旨を含む。）を記載した書類

三 講師が第三十九条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類

四 登録適合性判定員講習の受講資格を記載した書類その他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 前条第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格事項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第三十六条第一号の登録を受けることができない。

- 一 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の要件等）

第三十九条 国土交通大臣は、第三十七条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 第四十一条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。
- 二 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。

イ 適合性判定員（第三十六条第一号の表の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項各号に掲げる建築物の項の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者（登録適合性判定員講習を修了していない者を除く。）又は同条第二号に掲げる者に限る。）として三年以上の実務の経験を有する者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第三十七条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であること。

2 第三十六条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 講習事務を開始する年月日

（登録の更新）

第四十条 第三十六条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第四十一条 講習実施機関は、公正に、かつ、第三十九条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 第三十六条第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。

三 講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。

- イ 法の概要 六十分
- ロ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法 百五十分

ハ 例題演習 六十分

四 講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 修了考査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。

七 登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に關し必要な事項を公示すること。

八 不正な受講を防止するための措置を講じること。

九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。

十 修了考査に合格した者に対し、別記様式第四十による修了証明書（第四十三条第八号並びに第四十九条第一項第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第四十二条 講習実施機関は、第三十九条第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）

第四十三条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 講習事務を行う事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項
- 三 登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項
- 四 登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 五 登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項

六 修了考査の問題の作成及び修了考査の可否判定の方法に関する事項

七 終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項

八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

十 財務諸表等（法第四十六条第一項に規定する財務諸表等という。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十五条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第四十九条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 講習事務に関する公正の確保に関する事項

十三 不正受講者の処分に関する事項

十四 その他講習事務に關し必要な事項

（講習事務の休廃止）

第四十四条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第四十五条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録（法第四十六条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 講習実施機関の使用に係る電子計算機と当該請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- 3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（適合命令）
- 第四十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第三十九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）
- 第四十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）
- 第四十八条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第三十六条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第四十五条第二項各号の請求を拒んだとき。
 - 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

（帳簿の備付け等）
- 第四十九条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
 - 一 登録適合性判定員講習の実施年月日
 - 二 登録適合性判定員講習の実施場所
 - 三 講義を行った講師の氏名並びに講義において担当した科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 登録適合性判定員講習を修了した者にあつては、前号に掲げる事項のほか、修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
 - 六 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の帳簿への記載に代えることができる。
- 講習実施機関は、第一項の帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

- 4 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録適合性判定員講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
 - 一 登録適合性判定員講習の受講申込書及びその添付書類
 - 二 講義に用いた教材
 - 三 終了した修了考査の問題及び答案用紙
 - 四 修了証明書の写し

（報告の徴収）
- 第五十条 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）
- 第五十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
 - 一 第三十六条第一号の登録をしたとき。
 - 二 第四十二条の規定による届出があつたとき。
 - 三 第四十四条の規定による届出があつたとき。
 - 四 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

（判定の業務の実施基準）
- 第五十二条 法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第三十六条第一号に定める者にあつては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあつては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもって行うこと。
 - 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合その他の場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。
 - 三 判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
 - 四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、適合性判定員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
 - 五 判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

（判定業務規程）
- 第五十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第一項の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第四十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

 - 一 判定の業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項
 - 三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他判定の業務の範囲に関する事項
 - 四 判定の業務の実施の方法に関する事項
 - 五 判定の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
 - 六 適合性判定員の選任及び解任に関する事項
 - 七 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 八 適合性判定員の配置及び教育に関する事項
 - 九 判定の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第四十七条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二 判定の業務に関する公正の確保に関する事項

十三 その他判定の業務の実施に関し必要な事項

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第三項の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第四十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定業務規程を判定の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十四条 法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十五条 法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第五十六条 法第四十七条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 別記様式第一による計画書の第二面及び第三面、別記様式第二による計画書の第二面及び第三面、別記様式第十一による通知書の第二面及び第三面並びに別記様式第十二による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項

二 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名

四 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

六 判定の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十七条第一項の帳簿（次項及び第五十九条第一項第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において同じ。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第五十七条 法第四十七条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第三十条第一項及び第四条第一項（これらの規定を第九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）

ひ。）に規定する書類（第三十条第四項後段又は第四条第二項後段（これらの規定を第九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該書類とみなされるものを含む。）とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において「書類」という。）を、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第三項又は法第十二条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

(判定の業務の休廃止の届出)

第五十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第四十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第五十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通大臣が法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。）は、法第五十一条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十二条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁（以下「所轄所管行政庁」という。）に引き継ぐこと。

二 帳簿を国土交通大臣に、書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ぐとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十条 法第五十三条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請に係る意思の決定を証する書類

四 申請者（法人にあつては、その役員）の氏名及び略歴を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項（法第十七条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあっては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第三十七条第三号及び法第五十四条第二号から第四号までに該当しない旨を誓約する書面

九 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が法第五十六条各号のい

れかに該当することを証する書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）
第六十一条 法第五十四条第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）
第六十二条 法第五十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が法人である場合は、役員の氏名
- 二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う区域（公示事項）

第六十三条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る事項の変更の届出）
第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第二項の規定により法第五十五条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十五による届出書に第六十条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

（登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の更新）
第六十五条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において準用する法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十六による申請書に第六十条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。

第六十六条 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十七による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
 一 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十八による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があつたことを証する書面
 二 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十九による事業相続同意証明書及び戸籍謄本
 三 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第五十による事業相続証明書及び戸籍謄本
 四 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により合併によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

第六十七条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

五 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第五十一による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書（評価の業務の実施基準）

第六十七条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 評価は、評価の申請に係る書類をもつて行うこと。
- 二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行った場合その他の場合であつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合において、評価を行わないこと。
- 三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。
- 四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- 五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

（評価業務規程）

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十五条第一項の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第六十九条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 評価の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所のある地及びその事務所が評価の業務を行う区域に関する事項
- 三 評価を行う建築物の種類その他評価の業務の範囲に関する事項
- 四 評価の業務の実施の方法に関する事項
- 五 評価の業務に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 評価員の選任及び解任に関する事項
- 七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 評価員の配置及び教育に関する事項
- 九 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項
- 十一 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項
- 十二 評価の業務に関する公正の確保に関する事項
- 十三 その他評価の業務の実施に関し必要な事項
- 十四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十五条第三項の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 十五 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価業務規程を評価の業務を行う全ての事務所で業務時間内に公表に閲覧せしめるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第六十九条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第七十条 法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用

する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第七十一条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 評価を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 評価の申請に係る建築物の名称
- 三 評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要
- 四 評価の申請を受けた年月日
- 五 評価を実施した評価員の氏名
- 六 評価の結果
- 七 評価書の番号及びこれを交付した年月日
- 八 評価の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿（次項及び第七十四条第二号において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第七十二条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第七十七条の申請書及びその添付書類並びに評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十四条第二号において「書類」という。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

(評価の業務の休廃止の届出)

第七十三条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第五十一条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(評価の業務の引継ぎ)

第七十四条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第五十七条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者）は、法第五十八条第三項に規定する場合に、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(国土交通大臣が行う評価の手数料)

第七十五条 法第五十九条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

2 法第五十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十四万円とする。ただし、既に法第五十八条第一項の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物に係る軽微な変更があつた場合において、当該軽微な変更後の特殊の構造又は設備を用いる建築物について評価を受けようとするときの手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

第五章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(再生可能エネルギー利用設備)

第七十六条 法第六十条第一項の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその付属設備
 - イ 太陽光
 - ロ 風力
 - ハ 水力
 - ニ 地熱
 - ホ バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。次号において同じ。）
- 二 次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備又はバイオマスを熱源とする熱を利用するための設備
 - イ 地熱
 - ロ 太陽熱

ハ 雪又は水を熱源とする熱その他の自然界に存する熱（大気中の熱並びにイ及びロに掲げるものを除く。）

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）

第七十七条 法第六十三条第一項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

(書面の記載事項)

第七十八条 法第六十三条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第六十三条第一項の規定による説明の年月日
- 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 当該建築物の所在地
- 四 当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備の種類及び規模
- 五 当該建築物の建築に係る設計を行った建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
- 六 当該建築士の属する建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

(説明を要しない旨の意思の表明)

第七十九条 法第六十三条第二項の意思の表明（以下この条において「意思の表明」という。）は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することによつて行うものとする。

- 一 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築士の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 法第六十三条第一項の規定による説明を要しない建築物の所在地
- 四 当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第八十条 建築士は、法第六十三条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築士に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法（同項に規定する電磁

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月一六日国土交通省令第六七号)

(施行期日)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別記様式第四十二の改正規定については、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「旧法」という。)第三十五条第一項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。第四項において「法」という。)第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「新規則」という。)別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にされている旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請(旧法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。)に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十七及び別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請に基づき旧法第三十五条第一項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和四年一月七日国土交通省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二三日国土交通省令第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年九月二五日国土交通省令第七五号)

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年一月二九日国土交通省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、改正後のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証とみなす。

3 この省令による改正後の建築基準法施行規則第三条の二十六第四項(第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項(第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。))並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までにその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年三月八日国土交通省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年六月二八日国土交通省令第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(附則第五条第三項において「改正法」という。)の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第九条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条及び第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第一(第二条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】
【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】
【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】
(代表となる設計者)
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】
☐申請済 ()
☐未申請 ()

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物
【7. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 該当する地域の区分】	地域
【10. 工事着手予定年月日】	年 月 日
【11. 工事完了予定年月日】	年 月 日
【12. 備考】	

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】																								
【2. 建築物の住戸の数】 建築物全体 戸																								
【3. 建築物の床面積】 <table><tr><td></td><td>(床面積)</td><td>(開放部分を除いた部分の床面積)</td><td>(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)</td></tr><tr><td>【イ. 新築】</td><td>(m²)</td><td>(m²)</td><td>(m²)</td></tr><tr><td>【ロ. 増築】</td><td>全体(m²)</td><td>(m²)</td><td>(m²)</td></tr><tr><td></td><td>増築部分(m²)</td><td>(m²)</td><td>(m²)</td></tr><tr><td>【ハ. 改築】</td><td>全体(m²)</td><td>(m²)</td><td>(m²)</td></tr><tr><td></td><td>改築部分(m²)</td><td>(m²)</td><td>(m²)</td></tr></table>		(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)	【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)	【ロ. 増築】	全体(m ²)	(m ²)	(m ²)		増築部分(m ²)	(m ²)	(m ²)	【ハ. 改築】	全体(m ²)	(m ²)	(m ²)		改築部分(m ²)	(m ²)	(m ²)
	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積)																					
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)																					
【ロ. 増築】	全体(m ²)	(m ²)	(m ²)																					
	増築部分(m ²)	(m ²)	(m ²)																					
【ハ. 改築】	全体(m ²)	(m ²)	(m ²)																					
	改築部分(m ²)	(m ²)	(m ²)																					
【4. 建築物のエネルギー消費性能】 【イ. 非住宅建築物】 (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI() (BEIの基準値) ☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 BEI() (BEIの基準値) ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () 【ロ. 一戸建ての住宅】 (外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 W/(m ² ・K) (基準値 W/(m ² ・K)) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) ☐ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ☐ 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年																								

BEI ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ (2) の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ハ、共同住宅等】
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (1) の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (2) の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ (1) の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ (2) の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【ニ、複合建築物】
☐ 基準省令第1条第1項第3号イの基準
(非住宅部分)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
(BEIの基準値)
☐ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準
BEI ()
(BEIの基準値)
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(住宅部分)
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (1) の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (2) の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ (1) の基準
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ (2) の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

☐ 基準省令第1条第1項第3号ロの基準
(複合建築物)
(一次エネルギー消費量に関する事項)
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号 □第2号)
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
(BEIの基準値)

(住宅部分)
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (1) の基準
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (2) の基準
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果
()

【5. 備考】

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	㎡
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (1) の基準	
外皮平均熱貫流率	W/(㎡・K) (基準値)
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
☐ 基準省令第1条第1項第2号イ (2) の基準	
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()	

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量

GJ/年

設計一次エネルギー消費量

GJ/年

BEI()

☐基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】

☐内断熱

☐外断熱

☐両面断熱

☐充填断熱

☐外張断熱

☐内張断熱

【断熱性能】

熱貫流率(

W/(m²・K)

)

熱抵抗値(

(m²・K)/W

)

2) 壁

【断熱材の施工法】

☐内断熱

☐外断熱

☐両面断熱

☐充填断熱

☐外張断熱

☐内張断熱

【断熱性能】

熱貫流率(

W/(m²・K)

)

熱抵抗値(

(m²・K)/W

)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】

☐有

☐無

【断熱材の施工法】

☐内断熱

☐外断熱

☐両面断熱

☐充填断熱

☐外張断熱

☐内張断熱

【断熱性能】

熱貫流率(

W/(m²・K)

)

熱抵抗値(

(m²・K)/W

)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】

☐有

☐無

【断熱材の施工法】

☐内断熱

☐外断熱

☐両面断熱

☐充填断熱

☐外張断熱

☐内張断熱

【断熱性能】

熱貫流率(

W/(m²・K)

)

熱抵抗値(

(m²・K)/W

)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】

☐有

☐無

【断熱性能】

熱貫流率(

W/(m²・K)

)

熱抵抗値(

(m²・K)/W

)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】

熱貫流率(

W/(m²・K)

)

熱抵抗値(

(m²・K)/W

)

5) 開口部

【断熱性能】

熱貫流率

(

W/(m²・K)

)

【日射遮蔽性能】

開口部の日射熱取得率(日射熱取得率

)

ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率

)

付属部材

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】

☐有

☐無

【断熱性能】

断熱補強の範囲(

mm

)

断熱補強の熱抵抗値((

m²・K)/W

)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】

暖房設備(

)

効率(

)

【冷房】

冷房設備(

)

効率(

)

【換気】

換気設備(

)

効率(

)

【照明】

照明設備(

)

【給湯】

給湯設備(

)

効率(

)

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
- (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、

建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。

- ③ 【2. 代理人】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ④ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ⑤ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、都○○町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 【9. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。)

5. 第四面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途の区分に従い記入してください。
- ② 【2. 建築物の住戸の数】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【3. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、第三面の【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ④ 【3. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「令」という。)第3条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑤ 【4. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 【ハ、共同住宅等】及び【ニ、複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅(複合建築物の場合は住宅部分。以下この(3)において同じ。)全体(住宅の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分全体)での数値を記載してください。
- (4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量((5)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。))についての基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{GT} = \{ (E_{GAC} + E_{GA} + E_{GA} + E_{GA} + E_{GA}) \times B + E_{G} \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{GT} = (E_{GAC} + E_{GT} + E_{GA} + E_{GA} + E_{GT} + E_{G}) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (6) 「BEIの基準値」は、基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑥ 第四面は、確認申請等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 第五面関係

- ① 第五面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)又は(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記

載してください。

(3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④ 第五面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 別紙関係

① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。共同住宅等又は複合建築物の増築又は改築については、1欄の措置のうち、記載しないものについては削除して構いません。

② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。

③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。

④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。

⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。

⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い

設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合には、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第二（第四条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

変更計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

- （注意）
- 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
 - 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号

年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第四（第六条第一項第二号関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

（理由）

様式第五（第六条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

（理由）

（延長する期間）

（備考）

様式第六（第六条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第11条第5項の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第七（第七条第一項第一号関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第11条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った適合性判定員氏名

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

様式第八（第七条第一項第二号関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第11条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に を被告として(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

(理由)

様式第九（第七条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において
読み替えて適用する同法第11条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において読み替えて適用する同法第11条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十（第七条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において読み替えて適用する同法第11条第5項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第14条第2項において読み替えて適用する同法第11条第5項の規定により通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第十一（第九条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による計画通知書

第 年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 年 月 日

通知者官職
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第十二(第九条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項の規定による
計画変更通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 号

年 月 日

通知者官職

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第3項(同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 第二面から第五面までとして別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第十三(第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合判定通知書

第 号

年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

(注意)この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十四(第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による適合しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記

(理由)

様式第十五(第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第5項の規定による期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十六(第九条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿 所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2
条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができ
ないので、同法第12条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第十七(第九条第四項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第4項の規定による
適合判定通知書

第 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建
築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所

3. 建築物又はその部分の概要

4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った適合性判定員氏名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十八(第九条第四項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第4項の規定による
適合しない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記

(理由)

様式第十九(第九条第四項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において
読み替えて適用する同法第12条第5項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において読み替えて適用する同法第12条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十(第九条第四項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項において読み替えて適用する同法第12条第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第14条第2項において読み替えて適用する同法第12条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け 第 号

2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第二十一(第十二条関係)(日本産業規格A列7番)

(表)

年 月 日交付第 号(年 月 日限り有効)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律抜粋

第15条 所管行政庁は、第13条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第15条第1項、第23条第4項、第26条第4項若しくは第28条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第二十二(第十四条関係)（日本産業規格A列4番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称

2. 認定を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地

3. 特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容

4. 備考

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

3. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

4. この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙(消印をしていないものに限る。)を貼付してください。

様式第二十三(第十六条第一項関係)（日本産業規格A列4番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定書

第 号
年 月 日

申請者 殿

国土交通大臣 印

下記の特異の構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

記

1. 認定番号

2. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称

3. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地

4. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容

5. 備考

様式第二十四（第十六条第二項関係）（日本産業規格A列4番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿 国土交通大臣 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第16条第2項の規定により通知書を交付します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 申請年月日 年 月 日

2. 申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称

3. 理由

様式第二十五（第十七条関係）（日本産業規格A列4番）

評価申請書

年 月 日

国土交通大臣 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定による評価を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 評価を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称

2. 評価を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地

3. 特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容

4. 備考

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 設計者氏名については、代表となる設計者の氏名を記載してください。

3. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

4. 国土交通大臣に申請する場合は、この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙（消印をしていないものに限る。）を貼付してください。

様式第二十六(第十八条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書

第 号

年 月 日

申請者 殿

登録建築物エネルギー消費性能評価機関 印

先に申請のあった特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果については、下記のとおりであることを証明する。

記

1. 申請のあった特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地

2. 当該特殊の構造又は設備を用いる建築物の申請者の氏名又は名称及び住所

3. 当該特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容

4. 評価の内容

1) 評価員の氏名

2) 評価の結果

5. 備考

(注意) 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

様式第二十七(第二十条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

☐建築物全体

☐建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)

☐複合建築物の非住宅部分

☐複合建築物の住宅部分

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(第二面)

【建築主等に関する事項】

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ、電話番号】
【3. 設計者】 (代表となる設計者) 【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ、氏名】 【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ、郵便番号】 【ホ、所在地】 【ヘ、電話番号】 【ト、作成した設計図書】 (その他の設計者) 【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ、氏名】 【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ、郵便番号】 【ホ、所在地】 【ヘ、電話番号】 【ト、作成した設計図書】 【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ、氏名】 【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ、郵便番号】 【ホ、所在地】 【ヘ、電話番号】 【ト、作成した設計図書】 【イ、資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ、氏名】 【ハ、建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ、郵便番号】 【ホ、所在地】 【ヘ、電話番号】 【ト、作成した設計図書】
【4. 確認の申請】 ☐ 申請済 () ☐ 未申請 ()
【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等を行うとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】
【2. 敷地面積】 m ²
【3. 建築面積】 m ²
【4. 延べ面積】 m ²
【5. 建築物の階数】 (地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】 ☐ 非住宅建築物 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物
【7. 建築物の住戸の数】 戸
【8. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空調調和設備等の設置 ☐ 空調調和設備等の改修
【9. 構造】 造 一部 造
【10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】 ☐ 有(竣工年月日 年 月 日 竣工) ☐ 無
【11. 建築物の構造及び設備の概要】 別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域の区分】 地域
【13. 建築物の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積) (開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積) 【イ、新築】 (m ²) (m ²) (m ²) 【ロ、増築】 全体 (m ²) (m ²) (m ²) 増築部分 (m ²) (m ²) (m ²) 【ハ、改築】 全体 (m ²) (m ²) (m ²) 改築部分 (m ²) (m ²) (m ²)
【14. 建築物のエネルギー消費性能】 【イ、非住宅建築物】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(m ² ・年) (基準値 MJ/(m ² ・年)) BPI () ☐ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(m ² ・年) (基準値 MJ/(m ² ・年)) BPI () ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ☐ 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準		
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導BEI()		
(誘導BEIの基準値)		
☐ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準		
誘導BEI()		
(誘導BEIの基準値)		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導BEI()		
(誘導BEIの基準値)		
【ロ、一戸建ての住宅】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準		
外皮平均熱貫流率	W/(㎡・K) (基準値	W/(㎡・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値	)
☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準		
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導BEI()		
☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		
【ハ、共同住宅等】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準		
☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準		
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)		

誘導基準一次エネルギー消費量			GJ/年
誘導設計一次エネルギー消費量			GJ/年
誘導BEI()			
(誘導BEIの基準値)			
☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準			
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準			
【ニ、複合建築物】			
☐ 基準省令第10条第3号イの基準			
(非住宅部分)			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
☐ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準			
年間熱負荷係数	MJ/(㎡・年) (基準値	MJ/(㎡・年))	
BPI()			
☐ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準			
年間熱負荷係数	MJ/(㎡・年) (基準値	MJ/(㎡・年))	
BPI()			
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
☐ 令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
☐ 基準省令第10条第1号ロ(1)の基準			
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
誘導BEI()			
(誘導BEIの基準値)			
☐ 基準省令第10条第1号ロ(2)の基準			
誘導BEI()			
(誘導BEIの基準値)			
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
☐ 令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準			
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
誘導BEI()			
(誘導BEIの基準値)			
(住宅部分)			
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準			
☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準			
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準			
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(□第1号 □第2号)			

誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導BEI()		
☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		
☐ 基準省令第10条第3号ロの基準		
(非住宅部分)		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準		
年間熱負荷係数	MJ/(㎡・年)(基準値	MJ/(㎡・年))
BPI()		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☐ 基準省令第1条第1項第1号イの基準		
基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
BEI()		
(BEIの基準値)		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(住宅部分)		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準		
☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☐ 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(☐ 第1号 ☐ 第2号)		
基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
BEI()		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(複合建築物)		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
基準省令第14条第2項に掲げる数値の区分(☐ 第1号 ☐ 第2号)		
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導BEI()		
(誘導BEIの基準値)		

【15. 確認の特例】		
法第30条第2項の規定による申出の有無	☐ 有	☐ 無

【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【17. 備考】

(第四面)

〔住戸に関する事項〕

【1. 住戸の番号】		
【2. 住戸の存する階】	階	
【3. 専用部分の床面積】	㎡	
【4. 住戸のエネルギー消費性能】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準		
外皮平均熱貫流率	W/(㎡・K)(基準値	W/(㎡・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値	)
☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準		
誘導基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
誘導BEI()		
☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準		
☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準		

(第五面)

2. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

[工事の着手の予定年月日]	年	月	日
[工事の完了の予定年月日]	年	月	日

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】☐熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】☐熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

5) 開口部

【断熱性能】熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

☐開口部の日射熱取得率(日射熱取得率)

☐ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)

☐付属部材

☐ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】断熱補強の範囲(mm) 断熱補強の熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備()

効率()

【冷房】冷房設備()

効率()

【換気】換気設備()

効率()

【照明】照明設備()

【給湯】給湯設備()

効率()

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。

② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅

(2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

(3) 申請建築物 法第29条第3項に規定する申請建築物

(4) 他の建築物 法第29条第3項に規定する他の建築物

(5) 施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第1号。この様式において「令和4年改正基準省令」という。)附則第2項に規定する施行日以後認定申請建築物

③ 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」を選んだ場合は、申請建築物について、第一面から第五面までを、他の建築物について、第二面から第四面までを作成してください。なお、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。

2. 第一面関係

① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

② 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請で

あつて建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が、法第11条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ③ 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第66条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他の全ての設計者について記入してください。設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ⑥ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑦ 他の建築物について記載する場合は、【5. 備考】の欄に他の建築物に係る建築主等に関する事項である旨を記載してください。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【10. 令和4年改正基準省令附則第3項又は第4項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工

年月日を記載してください。

- ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます(以下同じ。))。
- ⑤ 【13. 建築物の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記載してください。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載してください。「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ⑥ 【13. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、同条に規定する階又はその一部及び住宅部分のうち共用部分を除いた部分の面積をいいます。
- ⑦ 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表第2に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (4) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「誘導基準一次エネルギー消費量」、「誘導設計一次エネルギー消費量」及び「誘導BEI」については、住宅(複合建築物の場合は住宅部分)全体での数値を記載してください。
 - (5) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (6) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
 - ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
 - iii) BEI 設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。以下このiii)及びiv)において同じ。)で除したものをいいます。ただし、非住宅部分の「BEI」を算出する場合における当該基準一次エネルギー消費量(iv)において「引上げ前の基準一次エネルギー消費量」という。)についての基準省令第3条第1項の規定の適用につ

- いては、同項中「 $E_{G1} = \{ (E_{GAC} + E_{G1} + E_{G2} + E_{G3} + E_{G4}) \times B + E_{G4} \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、
「 $E_{G1} = (E_{GAC} + E_{G1} + E_{G2} + E_{G3} + E_{G4}) \times 10^{-3}$ 」とします。「BEI」を記載する場合は、
小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- iv) BEIの基準値 基準一次エネルギー消費量を引上げ前の基準一次エネルギー消費量で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量の合計を、用途ごとに算出した引上げ前の基準一次エネルギー消費量の合計で除したものをいいます。「BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- v) 誘導BEI 誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- vi) 誘導BEIの基準値 誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)の合計で除したものをいいます。「誘導BEIの基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (7) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。
- i) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第10条第1号ロ(1)の基準」又は「基準省令第10条第1号ロ(2)の基準」に、令和4年改正基準省令附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。
- ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。
- ⑤ 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により容積率の

算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の延べ面積と他の建築物の延べ面積の合計をいう。以下この⑥において同じ。)の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑦ 他の建築物について作成する場合は、【15. 確認の特例】及び【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

⑧ 第三面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「共同住宅等」又は「複合建築物」(複合建築物の非住宅部分の認定を除く。)を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第10条第2号イの表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- (3) 「誘導BEI」は、誘導設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「誘導BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- (4) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。
- ④ 第四面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもつ

- て代えることができます。
6. 第五面関係
第五面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
7. 別紙関係
- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物については、その住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
 - ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
 - ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
 - ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
 - ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
 - ⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
 - ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率(「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限り。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。)、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
 - ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第二十八(第二十四条第二項関係)(日本産業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号第 号
認定年月日 年 月 日
(※)確認番号第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事又は
建築副主事の職氏名

殿

所 管 行 政 庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 1. 申請年月日
 - 2. 申請者の住所
 - 3. 認定に係る建築物の位置
- (※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第二十九（第二十六条関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「法」という。)第31条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3. 認定に係る建築物の位置
- 4. 申請の対象とする範囲
 - ☐建築物全体
 - ☐建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)
 - ☐複合建築物の非住宅部分
 - ☐複合建築物の住宅部分
- 5. 変更の概要
(本欄には記入しないでください。)

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

- (注意)
- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
 - 3. 4欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る

申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」のチェックボックスに、複合建築物の住宅部分のみに係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

様式第三十（第二十七条関係）（日本産業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日
(※) 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事又は
建築副主事の職氏名

殿

所 管 行 政 庁 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定により申請のあつた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第2項において準用する同法第30条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所
- 3. 当該変更認定を受ける前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
- 4. 認定に係る建築物の位置

(※)は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十一（第二十九条関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申 請 者 の 住 所
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

- 1. 判定の業務を行う事務所の所在地
- 2. 適合性判定員の氏名
- 3. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限り。)
- 4. 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 5. 判定の業務を行う区域
- 6. 判定の業務を開始しようとする年月日

(注意)

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 第29条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第三十二（第二十九条第九号関係）（日本産業規格A列4番）
判定の業務の計画棟数

業 務 の 区 分	計 画 棟 数
一 床面積の合計が三百平方メートル未満の建築物	棟
二 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の建築物	棟
三 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の建築物	棟
四 床面積の合計が二千平方メートル以上一万平方メートル未満の建築物	棟
五 床面積の合計が一万平方メートル以上五万平方メートル未満の建築物	棟
六 床面積の合計が五万平方メートル以上の建築物	棟

（注意）

1. 事業年度に行う計画棟数を記載してください。
2. 登録の更新の場合には、前事業年度の実績を記載してください。
3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う棟数の計画の根拠を示す書類を添付してください。（登録の更新の場合を除く。）

様式第三十三（第三十三条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建築物エネルギー消費性能判定機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 判定の業務を行う事務所の所在地
- (3) 適合性判定員の氏名
- (4) 役員の氏名(届出者が法人である場合に限る。)
- (5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定年月日	備考

2. 変更の理由

（注意）(3)の適合性判定員、(4)の役員又は(5)の専任の管理者に変更がある場合は、変更後の適合性判定員、役員又は専任の管理者の略歴を記載した書類を添付してください。

様式第三十四（第三十四条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第40条第1項の登録の更新を受けた
いので、同条第2項において準用する同法第36条の規定に基づき、申請します。

1. 登録番号

2. 登録の有効期限 年 月 日

3. 判定の業務を行う事務所の所在地

4. 適合性判定員の氏名

5. 役員の氏名（申請者が法人である場合に限る。）

6. 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

7. 判定の業務を行う区域

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 第29条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第三十五（第三十五条関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業継承届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定に基づき、次のと
おり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法人にあつてはその 代 表 者 の 氏 名	
	住 所	
	登録の年月日及び登録番号	
	事 務 所 の 所 在 地	
承 継 者 に 関する事項	登録の年月日及び登録番号	

様式第三十六(第三十五条第一号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業譲渡証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部の譲渡がありました
ことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 譲渡しの年月日

様式第三十七(第三十五条第二号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業相続同意証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名
住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続がありましたことを証
明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する者として選定された者の氏名
及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意)証明書は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する者として選定
された者以外の相続人全員の氏名を記載してください。

様式第三十八(第三十五条第三号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業相統証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相統がありましたことを証明します。

1. 被相統人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5. 相統開始の年月日

(注意)証明者は、2人以上としてください。

様式第三十九(第三十五条第五号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業承継証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 承継の年月日

様式第四十(第四十一条第十号関係)(日本産業規格A列4番)

登録適合性判定員講習修了証明書

年 月 日

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第36条第1号の登録適合性判定員講習を修了した者であることを証します。

修了証明書の番号

第 号

講習実施機関

印

様式第四十一(第五十三条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

判定業務規程届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届 出 者 の 住 所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第45条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(注意)届出に係る判定業務規程を添付してください。

様式第四十二(第五十三条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

判定業務規程変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第45条第3項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

(注意)変更前及び変更後の判定業務規程の対照表を添付してください。

様式第四十三(第五十八条関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務休止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第51条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

1. 休止(廃止)しようとする判定の業務の範囲

2. 休止(廃止)しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止(廃止)の理由

様式第四十四（第六十条）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第1項に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

1. 評価の業務を行う事務所の所在地

2. 評価員の氏名

3. 役員の氏名（申請者が法人である場合に限る。）

4. 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

5. 評価の業務を行う区域

6. 評価の業務を開始しようとする年月日

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 第60条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十五（第六十四条関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

下記のとおり、

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）評価の業務を行う事務所の所在地

（3）評価員の氏名

（4）役員の氏名（届出者が法人である場合に限る。）

（5）評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

（6）評価の業務を行う区域

変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第39条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定年月日	備考

2. 変更の理由

（注意）（3）の評価員、（4）の役員又は（5）の専任の管理者に変更がある場合は、変更後の評価員、役員又は専任の管理者の略歴を記載した書類を添付してください。

様式第四十六（第六十五条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において準用する同法第40条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第53条第2項において読み替えて準用する同法第40条第2項において準用する同法第36条の規定に基づき、申請します。

1. 登録番号

2. 登録の有効期限 年 月 日

3. 評価の業務を行う事務所の所在地

4. 評価員の氏名

5. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)

6. 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

7. 評価の業務を行う区域

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 第60条各号に掲げる書類を添付してください。

様式第四十七（第六十六条関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関連事業継承届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において準用する同法第41条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	
	住 所	
	登録の年月日及び登録番号	
	事 務 所 の 所 在 地	
承 継 者 に 関する事項	登録の年月日及び登録番号	

様式第四十八(第六十六条第一号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業譲渡証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部の譲渡がありました
ことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 譲渡しの年月日

様式第四十九(第六十六条第二号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業相続同意証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名
住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関について相続がありましたことを証
明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継する者として選定された者の氏名
及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意)証明書は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継する者として選定
された者以外の相続人全員の氏名を記載してください。

様式第五十(第六十六条第三号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業相統証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関について相統がありましたことを証明します。

1. 被相統人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5. 相統開始の年月日

(注意)証明者は、2人以上としてください。

様式第五十一(第六十六条第五号関係)(日本産業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業承継証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

次のとおり分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1. 登録の年月日

2. 登録番号

3. 承継の年月日

様式第五十二(第六十八条第一項関係)(日本産業規格A列4番)

評価業務規程届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

評価業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第45条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

(注意)届出に係る評価業務規程を添付してください。

様式第五十三(第六十八条第三項関係)(日本産業規格A列4番)

評価業務規程変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

評価業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第45条第3項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

(注意)変更前及び変更後の評価業務規程の対照表を添付してください。

様式第五十四（第七十三条関係）（日本産業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関業務休止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第53条第2項において読み替えて準用する同法第51条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので、次のとおり届け出ます。

1. 休止（廃止）しようとする評価の業務の範囲

2. 休止（廃止）しようとする年月日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止（廃止）の理由